

個人番号利用事務一覧

資料29-1

事業名	担当課	対象者及び事業内容	しきい値判断	特定個人情報保護評価書の資料番号
●法定事務（いずれも番号法別表第1 94の項）				
放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	子ども 総合センター	小学生を対象に、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを預かり、放課後の遊びや指導を行う。	基礎項目評価 （千人以上1万人未満）	資料29-2-1
一時預かり事業				
一時保育	保育課	生後6か月から就学前の子どもを対象に、一時的に保育が必要な時に昼間預かる。	基礎項目評価 （千人以上1万人未満）	資料29-2-2
定期利用保育	保育課	生後6か月から就学前の子どもを対象に、複数月継続して昼間預かる（空き保育室型の場合は、利用開始時に満1歳に達し離乳食が完了している児童から2歳クラスまでの児童）。	基礎項目評価 （千人以上1万人未満）	資料29-2-3
ひろば型一時保育	子ども 総合センター	生後6か月から就学前の子どもを対象に、一時的に保育が必要な時に昼間預かる。	基礎項目評価 （千人以上1万人未満）	資料29-2-4
障害幼児一時保育	子ども 総合センター	発達に不安のある3歳から就学前の子どもを対象に、一時的に保育が必要な時に昼間預かる。	評価を実施しない （千人未満）	
子育て短期支援事業 （子どもショートステイ・ トワイライトステイ）	子ども 総合センター	小学生以下を対象に、一時的に保育が必要な時に、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で宿泊を伴い預かる（トワイライトステイは午後10時まで）	評価を実施しない （千人未満）	
養育支援訪問事業	子ども 総合センター	養育に支障があると区が認めた家庭に専門的なヘルパーを派遣し、保護者の育児・家事等の養育能力の向上を支援する。	評価を実施しない （千人未満）	
●区独自利用事務				
機能拡充型 放課後子どもひろば ※学童クラブの類似事務	子ども 総合センター	一部の放課後子どもひろばにおいて、学童クラブ利用要件のある小学生を対象に、時間延長や出欠管理等を行う。	評価を実施しない （千人未満）	
産後支援訪問事業 ※養育支援訪問事業の 類似事務	子ども 総合センター	出産後の育児等に不安がある家庭に対して、訪問相談、育児支援、家事支援を行う。	基礎項目評価 （千人以上1万人未満）	資料29-2-5